# 令和3年分 相続税の申告事績の概要

令和4年12月 関東信越国税局

## I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

## Ⅱ参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移
- 6 相続税の申告事績(各県別)

# I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

令和3年分における被相続人数(死亡者数)は212,985人(前年対比104.6%)でした。 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は18,100人(同110.9%)、その課税価格の総額は2兆2,785億円(同112.2%)、申告税額の総額は2,622億円(同118.5%)でした。

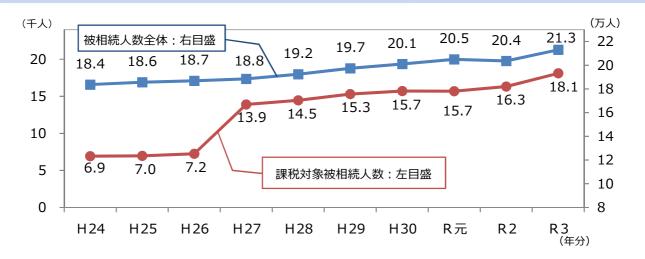
### 〇 相続税の申告事績

年分等 項目			(注1) 令和2年分		(注1) 令和3年分		対前年比		
1	(注2) 被相続人数(死亡者数)			203,560 212,9			104.6		
2	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数		外	4,103 16,314	外 4,420 18,100	外	107.7 110.9		
3	課税割合 (②/①)			8.0			ポイント 0.5		
4	相続税の納税者である 相続人数			35,841	39,188		109.3		
(5)		課税価格 課税価格		億円 2,167 <b>20,308</b>	億円 外 2,379 <b>22,785</b>	外	109.8 112.2		
6	税額			億円 2,213	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	]	118.5		
7	1 被 人 相 当	(注3) <b>課税価格</b> (⑤/②)	外	万円 5,282 <b>12,448</b>	万円 外 5,382 12,588	外	% 101.9 101.1		
8	ョ た り	税額 (⑥/②)		万円 1,357	<u>,                                      </u>	}	106.8		

- (注) 1 令和 2 年分は令和 3 年 11 月 1 日 (※) まで、令和 3 年分は令和 4 年 1 0 月 31 日までに提出された申告書(修正申告書を除く。) データに基づき作成している。
  - ※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年 11月1日となる。
  - 2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。
  - 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
  - 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

# Ⅱ 参考計表

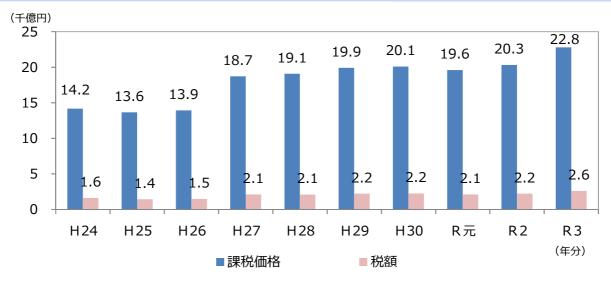
#### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



#### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
  - 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

### 4 相続財産の金額の推移

(単位:億円)

項目年分	土地	家 屋	有価証券	現 金・ 預貯金等	その他	合 計
平成 24 年	7,956	809	1,536	3,660	1,565	15,526
25	7,287	791	1,715	3,530	1,509	14,832
26	7,018	835	1,883	3,780	1,651	15,167
27	8,795	1,099	2,342	6,058	2,065	20,359
28	8,968	1,144	2,179	6,123	2,172	20,586
29	8,743	1,212	2,360	6,747	2,351	21,413
30	8,348	1,145	2,673	7,010	2,394	21,570
令和元年	7,852	1,116	2,385	7,137	2,391	20,881
2	8,468	1,252	2,317	7,464	2,465	21,966
3	8,907	1,296	2,851	8,603	2,741	24,398

<sup>(</sup>注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

#### 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

# 6 相続税の申告事績(各県別)

_			分等			17.0 年 (注			(注1)		
項	目		7 <del>4</del>		令	和2年分		令和	13年分 <sup>(注1)</sup>	対前	年比
合計.	被相続人数(	死亡者数)	(注2)	203,560		٨		212,985	104.6		
	相続税の申に係る被			外	4,103	16,314	<u>۸</u>	4,420	18,100	<sup>外</sup> 107.7	110.9
	 課 税	割	合			8.0	%		8.5		ポイント 0.5
	=== 14	/т	(注3)	外	2,167		一	2,379	億円	<sup>%</sup> 109.8	%
	課 税 	価	格 		2,107	20,308	$\perp$	2,373	22,785	103.0	112.2
	税	額				2,213	円		<sup>億円</sup> 2,622		118.5
茨	被相続人数(	死亡者数)	(注2)			32,931	1		33,814		102.7
	相続税の申に係る被		提出 人数	外	463	2,084	外	486	2,234	外 105.0	107.2
城	課税	割	合			6.3	%		6.6		ポイント 0.3
県	課税	価	格 <sup>(注3)</sup>	外	257	2,266	外	294	<sup>億円</sup> 2,514	^ 114.4	110.9
	税	額				202	i円		<sup>億円</sup> 244		120.8
	被相続人数(死亡者数) (注2)					21,702	1		22,712		104.7
栃	相続税の申に係る被		提出 人数	外	319	1,484	人外	352	1,631	外 110.3	109.9
木	課税	割	合			6.8	%		7.2		ポイント 0.4
県	課税	価	格(注3)	外	174	1,739	外	202	<sup>億円</sup> 1,838	外 116.1	105.7
	税額					163	i円 ·		163		100.0
	被相続人数(	死亡者数)	(注2)			23,286			24,304		104.4
群馬県	相続税の申に係る被		提出 人数	外	374	1,834	<u>۸</u>	372	2,000	<sup>外</sup> 99.5	109.1
	課税	割	合			7.9	%		8.2		ポイント 0.3
	課税	価	格 注3)	外	209	1,957	外	213	2,330	<sup>外</sup> 101.9	119.1
	<del></del> 税	額				173	iP)		239 億円		138.2
	被相続人数(	死亡者数)	(注2)			70,758			75,164 <sup>^</sup>		106.2
埼	相続税の申に係る被	日告書の 相続		外	2,223	7,362	<b>A</b>	2,463	8,320	<sup>5</sup> 110.8	113.0
玉県	課税	割	合			10.4	%		11.1		ポイント <b>0.7</b>
乐	課税	価	<sup>(注3)</sup> 格	外	1,112	10,505		1,262	<sup>億円</sup> 11,822	外 113.5	112.5
	税	額					円		1,564 億円		118.2
	被相続人数(	死亡者数)	(注2)			29,455			30,990		105.2
新	相続税の申に係る被		提出 人数	外	364	1,729	<b>^</b>	370	1,923	外 101.6	111.2
潟	課税	割	合			5.9	%		6.2		ポイント 0.3
県 -	課税	価	格 <sup>(注3)</sup>	外	216	1,933	外	215	<sup>億円</sup> 2,099	外 99.5	108.6
	税	額				195	i円		185		94.9
長野県	被相続人数(	死亡者数)	(注2)			25,428			26,001		102.3
	相続税の申に係る被	日告書の 相続	提出 人数	外	360	1,821	<u>۸</u> %	377	1,992	<sup>外</sup> 104.7	109.4
	課税	割	合			7.2	70		7.7		ポイント 0.5
	課税	価	格 <sup>(注3)</sup>	外	199	1,909	外外	193	億円 2,182 億円	<sup>外</sup> 97.0	114.3
	税	額				157	円		227		144.6

<sup>(</sup>注) 1 から 4 については、「 I 令和 3 年分における相続税の申告事績の概要」と同様である。